

別紙

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後				改正前																																			
第一 引用の法令及び法令番号の一覧表				第一 引用の法令及び法令番号の一覧表																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>索引</th><th>法令名</th><th>法令番号</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>し</td><td><u>消費税法施行令</u></td><td>昭和63年政令第360号</td><td></td></tr> <tr> <td>に</td><td><u>日本電信電話株式会社等に関する法律</u></td><td>昭和59年法律第85号</td><td></td></tr> </tbody> </table>				索引	法令名	法令番号		し	<u>消費税法施行令</u>	昭和63年政令第360号		に	<u>日本電信電話株式会社等に関する法律</u>	昭和59年法律第85号		<table border="1"> <thead> <tr> <th>索引</th><th>法令名</th><th>法令番号</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>し</td><td>(新設)</td><td>(新設)</td><td></td></tr> <tr> <td>に</td><td>(新設)</td><td>(新設)</td><td></td></tr> </tbody> </table>				索引	法令名	法令番号		し	(新設)	(新設)		に	(新設)	(新設)									
索引	法令名	法令番号																																					
し	<u>消費税法施行令</u>	昭和63年政令第360号																																					
に	<u>日本電信電話株式会社等に関する法律</u>	昭和59年法律第85号																																					
索引	法令名	法令番号																																					
し	(新設)	(新設)																																					
に	(新設)	(新設)																																					
第二 引用通達（国税庁関係）一覧表				第二 引用通達（国税庁関係）一覧表																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th><th>記号番号</th><th>件名</th><th>提要引用項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成7.12.25</td><td>課消2-25 外4課共同</td><td><u>消費税法基本 通達の制定について(法令解 釈通達)</u></td><td>27-2(2)</td></tr> </tbody> </table>				日付	記号番号	件名	提要引用項目	平成7.12.25	課消2-25 外4課共同	<u>消費税法基本 通達の制定について(法令解 釈通達)</u>	27-2(2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th><th>記号番号</th><th>件名</th><th>提要引用項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr> </tbody> </table>				日付	記号番号	件名	提要引用項目			(新設)	(新設)																
日付	記号番号	件名	提要引用項目																																				
平成7.12.25	課消2-25 外4課共同	<u>消費税法基本 通達の制定について(法令解 釈通達)</u>	27-2(2)																																				
日付	記号番号	件名	提要引用項目																																				
		(新設)	(新設)																																				
第三 省略用語一覧表				第三 省略用語一覧表																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>索引</th><th>省略用語</th><th>提要引用項目</th><th>省略された用語</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>い</td><td><u>インボイス</u></td><td>27-2柱書</td><td><u>消費税法第57条の4 第1項《適格請求書の 交付義務》に規定する 適格請求書</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>インボイス発 行事業者</u></td><td>27-2柱書</td><td><u>消費税法第2条第1 項第7号の2《定義》 に規定する適格請求 書発行事業者</u></td></tr> <tr> <td>え</td><td>N T T</td><td>35(5)</td><td><u>日本電信電話株式会 社等に関する法律第</u></td></tr> </tbody> </table>				索引	省略用語	提要引用項目	省略された用語	い	<u>インボイス</u>	27-2柱書	<u>消費税法第57条の4 第1項《適格請求書の 交付義務》に規定する 適格請求書</u>		<u>インボイス発 行事業者</u>	27-2柱書	<u>消費税法第2条第1 項第7号の2《定義》 に規定する適格請求 書発行事業者</u>	え	N T T	35(5)	<u>日本電信電話株式会 社等に関する法律第</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>索引</th><th>省略用語</th><th>提要引用項目</th><th>省略された用語</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>い</td><td>(新設)</td><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr> <tr> <td></td><td>(新設)</td><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr> <tr> <td>え</td><td>N T T</td><td>35(5)</td><td>東日本電信電話株式 会社又は西日本電信</td></tr> </tbody> </table>				索引	省略用語	提要引用項目	省略された用語	い	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)	(新設)	(新設)	え	N T T	35(5)	東日本電信電話株式 会社又は西日本電信
索引	省略用語	提要引用項目	省略された用語																																				
い	<u>インボイス</u>	27-2柱書	<u>消費税法第57条の4 第1項《適格請求書の 交付義務》に規定する 適格請求書</u>																																				
	<u>インボイス発 行事業者</u>	27-2柱書	<u>消費税法第2条第1 項第7号の2《定義》 に規定する適格請求 書発行事業者</u>																																				
え	N T T	35(5)	<u>日本電信電話株式会 社等に関する法律第</u>																																				
索引	省略用語	提要引用項目	省略された用語																																				
い	(新設)	(新設)	(新設)																																				
	(新設)	(新設)	(新設)																																				
え	N T T	35(5)	東日本電信電話株式 会社又は西日本電信																																				

別紙

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改 正 後				改 正 前				
か	課税財産	27-2	<u>1条の2第2項に規定する東日本電信電話株式会社又は同条第3項に規定する西日本電信電話株式会社</u> <u>換価による権利移転が消費税法第2条第1項第9号《定義》に規定する「課税資産の譲渡等」に該当する場合における、その換価する財産</u>		か	(新設)	(新設)	電話株式会社
	換価執行行政機関等	115	<u>換価執行決定をした行政機関等</u>		換価執行決定	5	<u>徴収法第89条の2第1項に規定する換価執行決定</u>	
	換価執行決定	5	<u>徴収法第89条の2第1項に規定する換価執行決定</u>		換価執行行政機関等	115	<u>換価執行決定をした行政機関等</u>	
第2章 換価の事前準備 第3節 換価の実施適否の検討 (法律的事項の確認方法)				第2章 換価の事前準備 第3節 換価の実施適否の検討 (法律的事項の確認方法)				

別紙

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>10 法律的な事項については、次により確認する。</p> <p>(1) 差押手続が適法に執行されているか否か(差押財産等を換価することにつき違法又は不当な処分となる恐れがあるか否か)については、「差押調書」、「滞納処分票」等により確認すること。</p> <p>なお、特定参加差押不動産の換価に当たっては、換価同意行政機関等から引き渡された滞納処分関係書類（<u>国税徴収法施行令</u>（以下「<u>徴収令</u>」という。）第42条の2第1項に規定する滞納処分関係書類をいう。以下同じ。）を確認するほか、適宜の方法により差押手続の適法性等の確認を行うこと。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（差押手続についての確認）</p> <p>11 差押手続の適正性については、おおむね次に掲げるところにより確認し、把握した事実に基づき所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) 捜索に引き続き差押えをした場合には、「差押調書」に、差押えをした徴収職員の署名押印（記名押印を含む。）及び立会人の署名（記名を含む。以下に同じ。）がされているか、また、立会人の署名がない場合にはその理由を記載しているか（<u>徴収令</u>第21条第1項、第2項）。</p> <p>(4)～(19) （省略）</p>	<p>10 法律的な事項については、次により確認する。</p> <p>(1) 差押手続が適法に執行されているか否か(差押財産等を換価することにつき違法又は不当な処分となる恐れがあるか否か)については、「差押調書」、「滞納処分票」等により確認すること。</p> <p>なお、特定参加差押不動産の換価に当たっては、換価同意行政機関等から引き渡された滞納処分関係書類（<u>徴収令</u>第42条の2第1項に規定する滞納処分関係書類をいう。以下同じ。）を確認するほか、適宜の方法により差押手続の適法性等の確認を行うこと。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>（差押手続についての確認）</p> <p>11 差押手続の適正性については、おおむね次に掲げるところにより確認し、把握した事実に基づき所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>(3) 捜索に引き続き差押えをした場合には、「差押調書」に、差押えをした徴収職員の署名押印（記名押印を含む。）及び立会人の署名（記名を含む。以下に同じ。）がされているか、また、立会人の署名がない場合にはその理由を記載しているか（<u>国税徴収法施行令</u>（以下「<u>徴収令</u>」という。）第21条第1項、第2項）。</p> <p>(4)～(19) （同左）</p>
<p>第3章 公売実施の一般的手続</p> <p>第1節 公売実施内容の決定</p> <p>（事業専用割合等の算出）</p> <p>27-2 公売財産が課税財産（換価による権利移転が消費税法第2条第1項第9号《定義》に規定する「課税資産の譲渡等」に該当する場合における、その換価する財産をいう。以下同じ。）であるときは、インボイス（消費税法第57条の4第1項《適格請求書発行事業者の義務》に規定する適格請求書。以下同じ。）交付時における消費税</p>	<p>第3章 公売実施の一般的手続</p> <p>第1節 公売実施内容の決定</p> <p>（新設）</p>

別紙

新旧对照表

(注) アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第2節 公売公告</p> <p>(公告すべき事項)</p> <p>34 「公売公告」(様式308020-034)には、次の事項を記載し、これを公告しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p>(9) その他（徵収法第95条第1項第9号） (1)から(8)までに掲げる事項のほか、公売に関し重要と認められる事項として、おおむね次の事項等を記載すること（徵基通第95条関係17参照）。</p> <p>イ～レ (省略)</p> <p>ソ インボイス発行事業者である滞納者の課税財産を公売する場合は、次の事項</p> <p>(イ) 公売財産のうち課税財産について、消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて税務署長がインボイスを交付する旨</p> <p>(ロ) 公売財産が家事共用財産であるとき又は課税財産とその他の財産が混在する財産であるときは、事業専用割合又は課税財産割合</p>	<p style="text-align: center;">第2節 公売公告</p> <p>(公告すべき事項)</p> <p>34 「公売公告」(様式308020-034)には、次の事項を記載し、これを公告しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (同左)</p> <p>(9) その他（徵収法第95条第1項第9号） (1)から(8)までに掲げる事項のほか、公売に関し重要と認められる事項として、おおむね次の事項等を記載すること（徵基通第95条関係17参照）。</p> <p>イ～レ (同左)</p> <p>(新設)</p>
<p>(公売財産に関する注意書等)</p> <p>35 34に掲げる事項以外にも、公売財産の種類に応じて、例えば次に掲げる事項を注意書等に必要に応じて記載し、公売参加者に注意喚起すること。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 電話加入権を公売する場合は、34の(9)のニ及びホのほか次の事項（152の(3)） イ (省略) ロ 日本電信電話株式会社等に関する法律第1条の2第2項に規定する東日本電信電話株式会社又は日本電信電話株式会社等に関する法律第1条の2第3項に規定する西日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）の譲渡承認が得られない場合には売却決定を取り消す旨</p> <p>(6) (省略)</p>	<p>(公売財産に関する注意書等)</p> <p>35 34に掲げる事項以外にも、公売財産の種類に応じて、例えば次に掲げる事項を注意書等に必要に応じて記載し、公売参加者に注意喚起すること。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 電話加入権を公売する場合は、34の(9)のニ及びホのほか次の事項（152の(3)） イ (同左) ロ 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）の譲渡承認が得られない場合には売却決定を取り消す旨</p> <p>(6) (同左)</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>(公売公告の内容に変更等があった場合の処理)</p> <p>39 公売公告をした事項について変更又は延期等の事由が生じた場合(公売財産の所有者である滞納者についてインボイス発行事業者の登録又は登録が取り消される見込みであることを把握した場合を含む。)には、原則として当該公売を中止し、「公売公告」を取り消すこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(1)~(3) (省略)</p>	<p>(公売公告の内容に変更等があった場合の処理)</p> <p>39 公売公告をした事項について変更又は延期等の事由が生じた場合には、原則として当該公売を中止し、「公売公告」を取り消すこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(1)~(3) (同左)</p>
<p>第3節 見積価額の公告及び通知</p> <p>(見積価額の決定等)</p> <p>41 見積価額は、平成26.6.27付微徵3-7「公売財産評価事務提要の制定について」(事務運営指針)(以下「評価事務提要」という。)の定めるところにより決定する。この場合においては、差押財産等を公売により強制的に売却するためのものであることを考慮しなければならない(徵収法第98条第1項後段、徵基通第98条関係3本文)。なお、見積価額の決定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) 見積価額の決定</p> <p>見積価額は、公売財産の時価に相当する価額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ価額をいい、以下「基準価額」という。)を求めた上で、公売の特殊性を考慮した減価をその基準価額のおおむね30%程度の範囲内での確に控除して決定する。ただし、買受人に対抗することができる公売財産上の負担があるときは、その負担に係る金額を更に控除して決定する(徵基通第98条関係2の(2)、3の(1)、(2)参照)。</p> <p>なお、家事共用財産の基準価額を求める場合において、消費税及び地方消費税相当額の算出に当たっては、事業専用割合を考慮する必要はないことに留意する。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>第3節 見積価額の公告及び通知</p> <p>(見積価額の決定等)</p> <p>41 見積価額は、平成26.6.27付微徵3-7「公売財産評価事務提要の制定について」(事務運営指針)(以下「評価事務提要」という。)の定めるところにより決定する。この場合においては、差押財産等を公売により強制的に売却するためのものであることを考慮しなければならない(徵収法第98条第1項後段、徵基通第98条関係3本文)。なお、見積価額の決定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) 見積価額の決定</p> <p>見積価額は、公売財産の時価に相当する価額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ価額をいい、以下「基準価額」という。)を求めた上で、公売の特殊性を考慮した減価をその基準価額のおおむね30%程度の範囲内での確に控除して決定する。ただし、買受人に対抗することができる公売財産上の負担があるときは、その負担に係る金額を更に控除して決定する(徵基通第98条関係2の(2)、3の(1)、(2)参照)。</p> <p>(2) (同左)</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第6節 買受代金の領収</p> <p><u>(インボイスの交付)</u></p> <p><u>56-2 課税財産を公売した場合において、買受人からインボイスの交付を求められたときは、次により、当該公売財産に係るインボイスを作成の上、買受人に対して交付すること（消費税法施行令第70条の12第5項参照）。</u></p> <p><u>なお、インボイスの交付希望の有無については、入札書のインボイス発行希望欄の記載又は買受人からの口頭による申出によって確認すること。</u></p> <p><u>(1) インボイス（「適格請求書」（様式308020-105）及びその写し（「適格請求書（写し）」（様式308020-106））の作成に当たっては、必要な決裁を受けること。</u></p> <p><u>(注) 1 消費税額（地方消費税額含む。以下同じ。）の算出に当たっては、消費税率が10%の場合、買受代金に10/110を乗じて算出し、1円未満の端数については、切り捨てる。</u></p> <p><u>2 共同入札又は共同買受申込みによる買受けの場合は、共有持分に応じたインボイス交付対象買受代金を基に消費税額を算出した上で、インボイス及びその写しを買受人ごとに作成する。</u></p> <p><u>3 公売財産が、家事共用財産である場合や滞納者を異にする数個の財産の一括換価の場合は、事業専用割合や所有財産ごとの価額（徴収法第128条第2項）に応じて、消費税額を算出する。</u></p> <p><u>なお、滞納者を異にする数個の財産を一括換価する場合は、インボイス及びその写しを滞納者ごとに作成する。</u></p> <p><u>(例) 1 家事共用財産の場合の計算例</u></p> <p><u>買受代金700円（事業専用割合：60%）</u></p> <p><u>・ $700 \times 0.6 \times 10/110 = 38$円</u></p> <p><u>2 滞納者が異なる財産の一括換価の場合の計算例</u></p> <p><u>買受代金700円（A所有分：450円、B所有分：250円）</u></p> <p><u>・ Aに係るインボイス記載消費税額⇒ $450 \times 10/110 = 40$円</u></p>	<p style="text-align: center;">第6節 買受代金の領収</p> <p><u>(新設)</u></p>

別紙

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>・ <u>Bに係るインボイス記載消費税額⇒ 250×10/110=22円</u></p> <p>※ <u>所有者ごとに算出した消費税額の合計と買受代金から算出した消費税額（上記の例では、700×10/110=63円）が一致しなくても、端数調整を行う必要はない。</u></p> <p><u>4 インボイスの写しには、買受人の氏名等を記載しないことに留意する。</u></p> <p><u>(2) インボイスの交付に当たっては、公売財産の所有者である滞納者について、インボイス発行事業者であることを確認した上で、買受代金納付後に、原則として歳入歳出外現金領収証書と併せて交付すること。</u></p> <p><u>なお、買受人から電磁的記録によるインボイスの提供を求められた場合は、インボイスのデータを情報記録媒体（CD-R）に格納の上、交付すること。</u></p> <p><u>この場合においては、紙媒体で出力したインボイスを「滞納処分票」に編てつ之上、電磁的記録によりインボイスを提供した旨を記録すること。</u></p> <p><u>おって、情報記録媒体については、平成20年国税庁訓令6号「国税庁における情報システムに係る情報セキュリティの確保のための実施規則」及び平成20.6.23官参4-11「情報セキュリティ実施細則」（事務運営指針）に基づき適切に管理する。</u></p> <p><u>(注) 1 買受人から事前にインボイスの交付の求めがなかった場合であっても、じ後にインボイス交付の求めがあったときは、インボイスを交付すること。</u></p> <p><u>2 買受人からインボイスの再発行を求められた場合であっても、再発行は行わないこと。</u></p> <p><u>(3) 買受人にインボイスを交付した後、公売財産の所有者である滞納者に対して、インボイスの写しを送付すること（消費税法施行令第70条の12第3項）。</u></p> <p><u>(注) 公売財産の所有者である滞納者からインボイスの写しの再発行を求められた場合、再発行は行わないこと。</u></p> <p style="text-align: center;">第7節 期日入札の方法による公売手続</p> <p>(陳述書の提出)</p>	

別紙

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>61-2 不動産を公売する場合は、入札者に対し、入札までに「陳述書」(様式308020-045-1~5)を売却区分ごとに提出をさせる(徴収法第99条の2、徴収規則第1条の2)。 なお、売却区分ごとに陳述書の提出をすべきことについては、これをあらかじめ注意書き等により入札者に周知しておくこと。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 入札者又は自己の計算において入札をさせようとする者が指定許認可等を受けて事業を行っている場合は、当該指定許認可等を受けていることを証する書面の写しの提出をさせる(34の(9)のヌの(¶)、徴収規則第1条の2第2項、令和2年国税庁告示第19号)。</p> <p>指定許認可等を受けていることを証する書面とは、具体的には次のとおりである。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 債権管理回収業に関する特別措置法第3条《営業の許可》の許可<u>法務省</u>が発行する当該許可に係る許可証等</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(入札の終了の告知等)</p> <p>66 入札の終了の告知等は、次により行う。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 入札の終了の告知 入札の終了の告知は、口頭、掲示又はインターネットを利用する方法等により行う(徴基通第106条関係2)。</p> <p>(インボイス発行事業者登録の確認)</p> <p>67-3 課税財産を公売した場合において、最高価申込者等の決定後速やかに、公売財産の所有者である滞納者がインボイス発行事業者であるか否かの確認を行うこと。この場合において、次に掲げる事情があるときは、それぞれに定めるところによること。</p>	<p>61-2 不動産を公売する場合は、入札者に対し、入札までに「陳述書」(様式308020-045-1~5)を売却区分ごとに提出をさせる(徴収法第99条の2、徴収規則第1条の2)。 なお、売却区分ごとに陳述書の提出をすべきことについては、これをあらかじめ注意書き等により入札者に周知しておくこと。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 入札者又は自己の計算において入札をさせようとする者が指定許認可等を受けて事業を行っている場合は、当該指定許認可等を受けていることを証する書面の写しの提出をさせる(34の(9)のヌの(¶)、徴収規則第1条の2第2項、令和2年国税庁告示第19号)。</p> <p>指定許認可等を受けていることを証する書面とは、具体的には次のとおりである。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 債権管理回収業に関する特別措置法第3条《営業の許可》の許可法務省が発行する当該許可に係る許可証等</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(入札の終了の告知等)</p> <p>66 入札の終了の告知等は、次により行う。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 入札の終了の告知 入札の終了の告知は、口頭、掲示又はインターネットを利用する方法等により行う。(徴基通第106条関係2)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>(1) インボイス発行事業者の登録がされる場合</p> <p><u>最高価申込者等決定後買受代金の納付の期限までの間に、公売財産の所有者である滞納者について、インボイス発行事業者の登録がされる（又はされた）ことを新たに把握した場合は、速やかに最高価申込者等に対し次の事項を連絡し、インボイスの交付希望の有無を確認した上で、以後の手続を続行すること。</u></p> <p>イ <u>公売財産のうち課税財産について、消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて税務署長がインボイスを交付する旨</u></p> <p>ロ <u>公売財産が家事共用財産であるとき又は課税財産とその他の財産が混在する財産であるときは、事業専用割合又は課税財産割合</u></p> <p>(2) インボイス発行事業者の登録が取り消される場合</p> <p><u>最高価申込者決定後買受代金の納付の期限までの間に、公売財産の所有者である滞納者について、インボイス発行事業者の登録が取り消される（又はされた）ことを新たに把握した場合は、速やかに最高価申込者に対し、公売財産についてインボイスを交付できることとなった旨を連絡し、原則として、以後の手続を中止すること。ただし、最高価申込者から、なお買い受ける旨の申出があり、期限までに買受代金の納付があったときは、以後の手続を続行することとして差し支えない。</u></p> <p><u>なお、徴収法第113条第2項の規定により、次順位買受申込者に対する売却決定を行うこととした後、次順位買受申込者に係る買受代金の納付の期限までの間に、公売財産の所有者である滞納者について、インボイス発行事業者の登録が取り消される（又はされた）ことを新たに把握した場合においても、上記と同様に取り扱うこと。</u></p>	
<p>第7章 換価代金等の処理</p> <p>第3節 配当及び充当の手続</p>	<p>第7章 換価代金等の処理</p> <p>第3節 配当及び充当の手続</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(債権現在額の確認の方法)</p> <p>127 「債権現在額申立書」に記載すべき債権額は、125の(3)（債権現在額申立書に記載する債権の範囲等）に掲げる債権の額であるが、その確認の方法は、次による。 なお、債権現在額を確認するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において債権者及び滞納者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる（徴収法第141条）。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p>	<p>(債権現在額の確認の方法)</p> <p>127 「債権現在額申立書」に記載すべき債権額は、125の(3)（債権現在額申立書に記載する債権の範囲等）に掲げる債権の額であるが、その確認の方法は、次による。 なお、債権現在額を確認するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において債権者及び滞納者に質問又は検査をすることができる（徴収法第141条）。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p>
<p>第11章 参加差押えをした税務署長による換価</p> <p>第2節 換価執行決定の事前手続</p> <p>(換価の執行に係る同意の請求)</p> <p>169 差押行政機関等への換価の催告及び滞納者への換価執行決定の予告の結果、差押行政機関等による換価の見込みがなく、滞納者からの自発的な納付もない場合や、出署相談の結果、換価以外に適切な滞納整理の方法がないと認められる場合は、「換価執行に関する求意見書」（様式306020-052）（以下「求意見書」という。）により、差押行政機関等に対して、換価の執行に係る同意を求める（徴収法第89条の2第2項、微基通第89条の2関係6）。</p> <p>併せて「参加差押え等の状況に関する回答書」により、差押財産に係る参加差押え等の状況について確認を行う。</p> <p>(注) 1・2 （省略）</p> <p>3 求意見書を郵送する際には、「換価執行に関する意見」（様式306020-053）を同封することに留意する。</p>	<p>第11章 参加差押えをした税務署長による換価</p> <p>第2節 換価執行決定の事前手続</p> <p>(換価の執行に係る同意の請求)</p> <p>169 差押行政機関等への換価の催告及び滞納者への換価執行決定の予告の結果、差押行政機関等による換価の見込みがなく、滞納者からの自発的な納付もない場合や、出署相談の結果、換価以外に適切な滞納整理の方法がないと認められる場合は、「換価執行に関する求意見書」（様式306020-052）（以下「求意見書」という。）により、差押行政機関等に対して、換価の執行に係る同意を求める（徴収法第89条の2第2項、微基通第89条の2関係6）。</p> <p>併せて「参加差押え等の状況に関する回答書」により、差押財産に係る参加差押え等の状況について確認を行う。</p> <p>(注) 1・2 （同左）</p> <p>3 求意見書を郵送する際には、「換価執行決定に関する意見」（様式306020-053）を同封することに留意する。</p>